

## 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

これらの機能を十全に果たすべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として令和元年度に森林環境譲与税が創設された。

現在、本市では、森林経営管理制度に基づき、管理が行き届いていない森林の整備を進めるため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定の森林の存在、担い手の不足等により、想定以上のコストが掛かっている。

また、多発する豪雨によって起こる土砂崩れや洪水、浸水といった下流部へも被害が及ぶ災害から住民を守るためには、主伐後の再生林対策等も含め、様々な課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっている。

こうした山間部における様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成・担い手確保といった取り組みを今後本格化させていく必要があるが、多くの森林を抱える本市では、現在の譲与基準のままでは森林整備の費用に不足が見込まれる。

よって、国においては、森林の多い市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、譲与基準を見直すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年9月15日

秋田県大仙市議会

内閣総理大臣	岸	田	文	雄	様
総務大臣	鈴	木	淳	司	様
農林水産大臣	宮	下	一	郎	様
内閣官房長官	松	野	博	一	様
衆議院議長	細	田	博	之	様
参議院議長	尾	辻	秀	久	様